

熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る
基 本 協 定 書

平成23年8月9日

熊 本 県

財団法人熊本県環境整備事業団

南 関 町

熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定書

熊本県（以下「甲」という。）、財団法人熊本県環境整備事業団（以下「乙」という。）及び南関町（以下「丙」という。）は、乙が熊本県玉名郡南関町下坂下地内に設置する公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）の建設及び運営に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙及び丙は、環境基本法（平成5年法律第91号）の理念に基づき、地域の生活環境を保全し、地域住民の安全を確保するため、相互に連携し、処分場の建設及び運営が円滑に進められるよう、信義に従い誠実にこの協定を遵守するものとする。

（甲の責務）

- 第2条 甲は、処分場の建設及び運営について、乙に対して指導、助言その他必要な支援を行うとともに、廃止後も将来にわたり最終的な責任を負うものとする。
- 2 甲は、処分場の建設及び運営に係る地域の生活環境の保全に関して、丙が実施する各種施策について、丙に対し、所要の協力を行うものとする。
- 3 甲は、処分場の建設及び運営はもとより、県民生活を支える様々な事業活動の中で発生する産業廃棄物が処分場で適正に処理されることについて、県民への周知啓発に努めるものとする。

（乙の責務）

- 第3条 乙は、処分場の建設及び運営について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、熊本県産業廃棄物指導要綱その他関係法規を遵守するとともに、地域の生活環境を保全し、地域住民の安全を確保するために万全の策を講じるものとする。
- 2 乙は、処分場の建設及び運営に係る地域の生活環境の保全に関して、甲及び丙が実施する各種施策について、甲及び丙に対し、所要の協力を行うものとする。

（丙の責務）

- 第4条 丙は、処分場の建設及び運営に関して、地域の生活環境が保全され、地域住民の安全が確保されていることを確認し、その状況を地域住民に公表するものとする。
- 2 丙は、処分場の建設及び運営に関し、甲が実施する各種施策及び乙が実施する各種取組について、甲及び乙に対し、所要の協力を行うものとする。

（環境保全協定）

第5条 甲、乙及び丙は、今後具体的に協議したうえで、処分場の建設及び運営に係る地域の生活環境の保全に関して、環境保全協定を別に締結するものとする。

（地域振興）

第6条 甲、乙及び丙は、相互に連携し、周辺環境の整備など処分場を中心とした地域の振興に努めるものとする。

(監視委員会)

第7条 甲、乙及び丙は、協議のうえ、地域の生活環境の保全のために処分場の建設及び運営の監視を行う委員会を設置するものとする。

(情報公開)

第8条 乙は、処分場の建設及び運営について、積極的に情報を公開するものとする。

(跡地利用)

第9条 乙は、跡地利用の計画について、埋立終了時まで甲及び丙と協議するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年8月9日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事

蒲島郁夫



乙 財団法人熊本県環境整備事業団

理 事 長

村田信一



丙 南関町

代表者 南関町長

上田数彦

